

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス：全人代 温家宝総理の記者会見要旨

2011年3月14日午前、人民大会堂で第11期全人代第4回会議の記者会見が行われ、温家宝総理は経済発展パターンの転換、中国の国情に見合った発展の道、物価上昇と人民元相場の問題、政治体制改革、民間経済の発展促進、不動産コントロール、香港や台湾との関係、第12次5ヵ年計画の執行徹底、農民の所得増加など、幅広く記者からの質問に答えた。

温総理は、経済成長の量より質を重視する姿勢、インフレ抑制、民生の改善と公平な社会の実現、政治体制改革の必要性を改めて強調し、最後に大地震に見舞われた日本国民の方々にお見舞いを述べた。以下、記者会見の要旨をまとめて説明する。

- 経済成長率目標の下方調整：経済発展パターンの転換が主要課題
- 中国の国情に見合った道を歩むと同時に、他国の発展の道も尊重
- インフレは虎のようなもので、一度放せば封じ込めるのは難しい
- 最大のリスクは腐敗にある＝政治体制改革と経済体制改革を協調的に推進すべき
- 「国進民退」（国有企業の拡張と民営企業の撤退）の問題は存在しない
- GDP 偏重の幹部業績評価基準を見直し、教育・科学技術を発展

経済成長率目標の下方調整: 経済発展パターンの転換が主要課題

温家宝総理は、中国経済の発展について、人口・環境・資源の制約から解放させるためには、技術の進歩、労働者資質の向上を通じて経済成長を実現させることが重要だとの見方を示した上で、中国経済規模の拡大に伴う 7%の成長目標は決して低い水準ではないと説明した。雇用圧力の緩和については、中小企業とサービス業を重点的に発展させ、その雇用吸収力を拡大すると述べ、雇用構造の調整を通じて解決することを強調した。

第 12 次 5 カ年計画期間中の経済成長率目標を前期の 7.5%から 7.0%に引き下げた背景と、雇用への影響について、以下の通り回答した。

- 経済成長率目標の下方調整は、重大な政策転換について中国政府の決意を示しただけでなく、実行することを意味している。即ち、向こう 5 年間、経済発展パターンの転換を主要課題に据え、経済成長の質と効率を重視する。中国の経済成長の牽引力を、技術の進歩と労働者資質の向上にシフトさせる。
- 経済成長、雇用とインフレは相互に関連している。経済が加速すると、雇用者が増加するものの、インフレ圧力が増大する。一方、経済が減速すると、雇用者数が減少し、経済停滞を招きかねない。我々は、この間でバランスをとらなければならない。
- 時機を逸することなく構造調整を促進し、経済発展の不均衡問題、持続的な発展が困難となる問題を解決し、経済発展を、人口・環境・資源の状況に適応させる。
- 7%の経済成長率は決して低い水準ではない。中国の経済規模の増加に伴い、基数が大きくなるためである。質と効率の向上を伴う 7%の経済成長率の実現は、決して容易なことではない。
- 雇用については、雇用の構造調整を重視すべき。このうち、中小企業、特に技術集約型の中小企業、そして、サービス、特に生産性サービス業を重点的に発展させるべきである。過去に比べて低い経済成長の中、絶えず増加する雇用圧力を解決する方策を工夫しなければならない。これは、中国政府に対する大きな試練であるが、うまく乗り越えられると信じている。

中国の国情に見合った道を歩むと同時に、他国の発展の道も尊重

温家宝総理は、中国の国情に見合った道とは、経済建設を中心とした、国民本位で協調的な発展、社会の公平性・正義・安定・和諧の重視、民主的権利の保護という 4 つの特徴を持つことを説明した。また、中国の改革は未だ模索段階にあり、他国のモデルになろうとは考えておらず、他国の発展の道も尊重する姿勢を示した。

北アフリカ等の地域で大きな変革を経験する中、「中国の発展モデル」といわれるものが国際環境の変化に適合できるか、他国の発展のモデルになれるかと問われ、以下、回答した。

- 西アジア、北アフリカで発生している政治事件に注目しているが、中国をこれら政治事件の発生国と同一視するのは正しくない。改革 30 年間の実績は目に見えるものであり、中国政府として真剣に諸問題の解決にも取り組んでいることも、国民が知る事実である。
- 中国の経済規模は世界第 2 位になったにも関わらず、我々は、「人口が多く、経済基盤が弱く、発展が不均衡、依然として発展途上国である」という中国の国情を十分に認識しているからこそ、中国の国情に見合った道を堅持している。
- この道の特徴は、①経済建設を中心とし、経済発展と社会進歩を大いに促進させること、②国民本位の社会を堅持し、調和の取れた発展と持続可能な発展を実現させること、③社会の公平性と正義を堅持し、社会の和諧と安定を維持すること、④国民の民主的権利を保障し、人間としての全面的発展を促進し、国民の積極性と革新力を刺激すること、にある。
- 中国の改革は未だ模索段階にあり、他国のモデルになろうとは考えていない。他国の発展の道も尊重し、相互に交流して学んでいく。

インフレは虎のようなもので、一度放せば封じ込めるのは難しい

温家宝総理は、当面、インフレは国際的に波及しており、輸入型インフレは中国への影響が大きく、コスト上昇による物価押し上げ圧力も大きいことから、中国政府はインフレ抑制を今年の経済工作の最重要項目としたことを表明した。また、インフレ対策として、過剰流動性吸収、物流改善、供給増加、不正取引と投機活動の取り締まりが行われていると説明した。不動産価格の上昇を抑制するには、過剰流動性の吸収と市場需要のコントロールのほか、地方政府の責任追及も重要だとの認識を示し、特に保障性住宅について、高水準の建設規格による質と安全の確保、及び保障性住宅の管理と入居者の資格見直しの制度構築が不可欠だと強調した。

- インフレは虎のようなものであり、一度放せば封じ込めるのは難しい。
- 足元、インフレは国際的に波及しており、一部の国家の量的緩和金融政策により、為替レートと国際商品相場は大幅に変動している。輸入型インフレの中国への影響が大きく、コントロールが難しい。
- 一方、国内では、人件費の上昇、一次製品価格の上昇による構造的インフレが発生している。われわれは、これらの問題を重視し、解決しなければならない。物価、不動産価格等は人民生活と利益に関わるものである為、今年のマクロコントロールの最大任務は、インフレ抑制にある。
- インフレ期待の管理には自信をもっている。インフレ期待の管理措置として、第一に、農業生産の拡大による供給確保、第二に、流通段階の改善と強化、第三に、経済的手段と法的手段による市場秩序の管理、を行っている。この仕事を最後までやり通したい。
- 不動産価格に対しても、複数の対策が講じられている。第一に、過剰流動性を吸収し、不動産価格上昇の資金的要因を解消する。第二に、税制や金融の手段で市場ニーズをコントロールする。第三に、地方政府の責任を強化する。地方政府はまず不動産抑制政策と抑制目標を制定し発表しなければならない。
- 不動産価格の抑制に、もう一つ不可欠なのは保障性住宅の建設を加速し、供給を増やすことである。今後 3 年間で 3,600 万軒を建設する計画。建設に必要な資金として、中央財政は地方財政に 1,030 億元の補助金を出す。地方財政自身も投入を増やすと同時に、民間資金を広く利用しなければならない。
- この中で、非常に重要で、今実行に移さねばならないことがある。それは、保障性住宅の設計と建設に、高い基準と要求を設定し、品質、安全と環境を保障しなければならない。特に環境保全においては、設計から建設までの全過程において、省エネを徹底しなければならない。これは、中国不動産の発展にとって大きな機会であり、逸してはならない。
- 今後、保障性住宅の管理制度と入居者の資格見直し制度の確立を急がなければならない。これらが確立されれば、保障性住宅の建設から管理、入居者の資格見直しまで、一貫した管理体制が整えられるようになる。

最大のリスクは腐敗にある＝政治改革改革と経済体制改革を協調的に推進すべき

温家宝総理は、「政治改革がなければ、経済改革が成功するはずはなく、既に得た成果が水泡に帰すこともありうる。政治改革と経済改革を協調的に進めるべき」との認識を示した。但し、13 億人の人口を有する大国で政治改革を推進することは容易なことではなく、改革を漸進的に進めることを強調した。

- 改革は永遠の課題である。政治改革と経済改革を協調的に進めるべきである。世界中、永遠に変わらないものはない。絶えず改革を続けられこそ、党と国家に生氣と活力が溢れるであろう。
- 政治改革は経済改革を保障するものである。政治改革がなければ、経済改革は成功するはずはなく、既に得た成果も水泡に帰すこともありうる。

- 今、最大のリスクは腐敗にあると思っている。腐敗を根絶するには、その温床となる制度や体制を改革しなければならない。政権の命は人心にあり、国民の不満を解消し、国民の願いを叶えるため、国民が政府を監督、批判できる体制を整えなければならない。
- 公平・正義は社会主義の基本的特徴であり、社会安定の基盤である。我々は公平な所得分配を実現し、所得格差の縮小に努めるだけでなく、教育、医療分野での資源配分の不公平を是正し、国民が改革開放の成果を享受できるようにする。これらを達成するには、経済改革と政治改革を推進しなければならない。
- すべての人に教育の機会を与え、個人の独立した思考及び創造精神を発揮させる。国民のイニシアチブを喚起すればこそ、改革や建設の基盤が固められる。これが民主の本来の意味である。
- 現在、我々は県、及び、区を設けない市で直接選挙によって人民代表を選出し、村で村民自治制度を実施している。市以上、中央までは間接選挙を実施しているが、中央委員会の委員の選出においては、複数候補制選挙を実施している。
- 政治改革は漸進的に進められるものだと思っている。村民が一つの村を上手く管理できれば、一つの郷や市も管理できると信じている。但し、これには時間を要する。
- 13億人の人口を有する大国で政治改革を推進することは容易なことではない。安定的で調和のとれた社会環境が必要であり、共産党の指導下で、秩序を以って推進しなければならない。

「国進民退」の問題は存在しない

温家宝総理は「国進民退」(国有企業の拡張と民営企業の撤退)を否定し、民営企業による国有企業独占業種への進出が困難である主因は政策実施の不徹底だと指摘した上で、公有制経済の発展を確固たるものにすると同時に、非公有制経済の発展を支援する基本方針を強調した。

- 我々は公有制経済を発展させ、確固たるものにすると同時に、非公有制経済の発展を支援・奨励・指導するという基本方針を堅持する。
- 政府は2005年に民間投資を促進する政策(「36条」)を公表し、更に2010年にその補完策として「新36条」を打ち出し、法律上も政策上もすべての企業を平等に取り扱い、競争と共同発展を奨励している。にもかかわらず、民間企業による国有企業独占業種への進出は依然として困難である。その主因は政策実施の不徹底にあると思う。
- 中国では所謂「国進民退」や「国退民進」の問題は存在していない。現在、民間投資が全国の固定資産投資に占める割合は50%を超えている。また、製造業に限ってみれば、民営企業は企業数、生産高、資産額及び労働者数などにおいて、いずれも国有企業を上回っている。
- 国有企業の国民経済に占める割合は低下しているが、依然国民経済の命脈を支配している。また、国有企業が株式制改革により民間資本を吸収したことは国民経済の発展に有益である。

GDP 偏重の幹部業績評価基準を見直し、教育・科学技術を発展

温家宝総理は第12次5ヵ年計画の主要課題として掲げられた「経済成長パターンの転換」を徹底的に実施するには、教育と科学技術の発展、そして、現行のGDPを中心とする業績評価基準の見直しがその鍵だと指摘した。

- 経済成長パターンの転換を実現させるには、教育と科学技術の発展及びGDP偏重の業績評価基準を変えることが鍵である。
- 中国の振興は、経済総量の拡大だけではなく、人材と科学技術の進歩が鍵を握っているため、科学技術と人材育成の促進メカニズムを完全なものにしなければならない。また、個人として、GDP成長率と比べ、「教育経費のGDPに占める割合」と「研究・開発経費のGDPに占める割合」がより重要と考える。

- － 経済発展の促進と国民生活の改善には経済総量を拡大しなければならないが、エネルギーの過度な消費や環境汚染をその代価としてはいけない。また、地方幹部の業績評価基準として国民総生産だけでなく、経済・社会の調和の取れた発展、社会事業の発展と社会の進歩、公平・正義及び国民生活の改善などを反映する指標を取り込まなければならない。

以上

三菱東京UFJ銀行(中国)企画部調査課

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全
てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成さ
れていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承
下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してく
ださい。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階

照会先：石洪 TEL

010-6590-8888 ext. 214

上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦20階 照会先：藤原孝之 TEL

021-6888-1666 ext. 2003

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW: 中外合弁会社の機関構成

改正会社法が施行された 2006 年 1 月 1 日以降、外商投資企業の機関、即ち、株主会（又は株主）、董事会（又は執行董事）、監事会（又は監事）及び総経理等の高級管理者の構成も、基本的に会社法の規定に従うことになりました。他方で、中外合弁会社に対しては、会社法のほか、「中外合資経営企業法」及び「中外合資経営企業法実施条例」も適用されることから、その機関構成については、単純に会社法の規定を適用することができない法的状況が生じます。上記の問題は、決して新しい問題ではないのですが、中国の会社の機関に関する重要事項にかかわる問題であるので、本稿では、中外合弁会社の董事会及び監事について検討してみたいと思います。

- * なお、何をもって会社の「機関」とするかについては各種の議論がありますが、本稿においてこの議論は重要性を有しないため、上記のように会社法において「組織機構」に定められる各組織を「機関」と称しています。

Q: 当社は、中国江蘇省に当社が 100% 出資する外資会社 A 社を 2006 年に設立し、エンジン部品を製造・販売しています。この度、従前から取引があった某自動車企業集団と人的関係がある中国資本の会社 B 社から、「A 社に 33% 出資して提携強化を図りたい。資本参加後は某自動車企業集団全体に A 社の部品の販売ルートを拡充したい。」との申入れがありました。某自動車企業集団は、外資完成車・トラックメーカーを含めれば、200 万台以上の販売実績を有するので、この集団との取引強化が実現されれば、A 社の業績は飛躍的に向上します。B 社に対しては、経営方針のほか、A 社の機関構成について、①株主総会において 33% の議決権を有すること、②董事会は 5 名とし、2 名を B 社が派遣すること、③総経理 1 名は当社が、副総経理 1 名を B 社が派遣すること、④監査役 1 名は株主総会が選任することを提案したのですが、①株主総会は設置しない、②董事会は 2 名の派遣で問題はないが合弁会社の重要事項は全員一致決議とすること、③監査役を 2 名とし、当社と B 社がそれぞれ 1 名を派遣することを要求し、当該要求は、「中国の法律上の要求であり、譲歩の余地がない。」と回答しています。

上記の B 社の回答は、中国では当然の内容なのでしょうか？

A: 本ケースで、B 社が回答している事項については、①及び②は法の要請によるもの、③は実務上の関係する政府機関の要請によるものであると推測され、回答事項自体が法に反する主張であるとはいえず、原則として適切な指摘であると考えます。ただし、②については、何をもって「重要事項」と理解しているのか分からないためその範囲を明確に確認する必要があります。また、③については、董事会が中外合弁会社の最高権力機構であり、これを構成する董事は、一面において株主を代表して所有者としての権限を行使する者として、必要に応じて、定款において、監事が監査の対象とするのは総経理、副総経理、財務責任者等の高級管理者の行為のみであり、株主が任命派遣する董事の董事会会議における討論行為や議決行為に対して監事が監査権を行使したり、是正権を行使したり、更には上記の行為について訴追権を行使したりすることができないよう規定すること等を検討する必要があると考えます。

1 会社法上の有限会社の機関構成

(1) 会社法上の機関構成

前回本誌で記載したように、会社法は、有限会社の運営・管理機構として株主会及び董事会の設置を定めており、かつ、会社法上、いわゆる所有と経営を分離し、所有者とこれから会社の運営・管理の付託を受けた者による事業運営という機関分化を基礎づける機関として必要的設置機関とされ、法は、これを設置しないことを原則として認めていないと考えるのが合理的です。

(2) 中外合弁会社の機関構成

上記に対して、「中外合資経営企業法」(以下「企業法」といいます。)及び「中外合資経営企業法実施条例」(以下「実施条例」といいます。)は、株主会の設立を規定せず、董事会を「合弁企業の最高権力機構」と位置付けています(実施条例第30条等)。また、董事会の構成員である董事は、合弁各当事者が任命・派遣することが予定されており(企業法第6条第1項等)、株主間の多数の選任決議により選任されることを排除しています。更に、企業法第6条第1項は、董事長と副董事長の中外合弁当事者両者による任命派遣を定めており、中外いずれの当事者の出資比率のいかんを問わず、1名以上の董事を中外合弁会社に任命派遣することを定めています。上記の企業法及び実施条例の董事会に関する定めは、さまざまな目的をもって規定されたものと思われるかもしれませんが、中国側当事者の利益という観点からは、次のような目的・機能を有することが推測されます。

- ① 株主会会議による資本多数による意思決定を排し、董事会会議における董事の討論及び董事の頭数多数による議決を通じ、中国側当事者の利益を保障すること。
- ② 董事会の全員一致決議事項(実施条例第33条第1項。定款の修正、会社の中止・解散、登録資本の増加・減少、会社の合併、分割)を法定し、中国側当事者が任命派遣した董事が反対することにより中外合弁会社の上記法定重要事項について決議を拒否することができるようにし、中国側当事者の利益を保障すること。

(3) 会社法改正の影響

2006年1月1日の会社法改正に伴い、外商投資企業の機関構成に対する行政方針が明確にされました。即ち、中外合弁に係る有限責任会社の董事会を会社の権力機構とし、その組織(機関)は会社が企業法及び会社法に基づき会社の定款に定めること(工商外企字[2006]81号第三条)とされました。即ち、中外合弁会社には、最高意思決定機関として株主会を設けず、これに代わる董事会を設けるという従前の機関構成を改正会社法施行後も維持することが明確にされました。

2 中外合弁会社の董事、監事の法的地位

(1) 中外合弁会社の董事の地位

会社法上、董事は、会社の権力機構(最高意思決定機関)である株主会の選任決議を通じて会社との間の法律(契約)関係が生じます。会社と董事との間の法律関係をどのような契約関係と考えるべきか?という点について、会社法は明確な規定を置いていませんが、董事が会社に対して忠実義務及び勤勉義務といった高度の注意義務を負い、かつ、損害賠償責任を含む各種の責任を負うことから、その関係は(準)委任契約関係、中国では委託契約関係に類似する契約関係が生ずると考えることができます。他方で、中外合弁会社では、董事は、会社の機関がその選任を決定するのではなく、法的には会社の機関とならない独立した合弁当事者が任命派遣し、この任命派遣行為のみによって会社との法律関係が生じます。まず、選任行為を通じて契約関係が生ずる合弁当事者との間では、例えば、日本法の下(準)委任契約関係及び/又は中国法の下委託契約関係が生ずることになると思われます。他方で、中外合弁会社との間で、どのような法律関係が生ずるのか?端的には、中外合弁会社の董事にも、会社法が定める各種の董事の責任に関する規定が適用されるのか?が問題となります。

この点、理論的には、中外合弁会社においては、会社所有者である合弁当事者により構成される機関、即ち、株主会の設置が認められず、本来的に所有者の権限とされるべき、会社の解散、会社の事業目的の変更を含む根本規則定款の変更、資本構成の変動等についての決議権が董事会に帰属させられていることから考えると、董事会は、会社の所有者としての権限を行使することが予定される機関であり、会社法上の株主会の権限を行使するものであり、中外合弁会社の董事会の構成員たる董事も、株主会により選任され、会社との間で(準)委任契約、委託契約類似の契約関係を生ずる会社法上の董事とは法的立場を異にするともいえそうです。この立場からすれば、中外合弁会社の董事は、会社の利益を損ねないという意味での忠実義務及び勤勉義務を負うものではない、例えば、会社の事業が収益を計上し、その事業の拡大による収益増加について積極的な投資判断を要する場合にも、董事の派遣元である合弁当事者の事業上の都合により増資を拒絶し、投資に反対し、究極的には会社の解散に賛成することもできると考えることができます。

では、実際に中国においては、中外合弁会社の董事の法的地位はどのように解されているのでしょうか?この点、明確な法規の規定や、司法解釈等は見当たりません。ただし、識者の議論中には、

「中外合併会社の董事会は、株主会及び董事会の両者の権限を有し、株主の利益と共に、会社の利益を図る責任を負うことになり、法の欠陥が生じている。」といったものも見られます。他方で、実際の裁判例においては、外商投資企業の董事について、旧会社法第 59 条第 1 項に定める会社に対する忠実義務の適用を認めた裁判例、また、会社法第 21 条、第 36 条及び第 148 条の適用を認め董事（長）の損害賠償義務を認めた裁判例等が見られます。これらの裁判例は、実際に生じた具体的な事実関係を前提とするもので、外商投資企業の董事の法的地位について確定的な司法の解釈を示すものとはいえないと思うものの、一般的な傾向としては、中外合併会社の董事の「株主を代表するという法的地位」を強調することにより、会社法が定める董事の各種の責任にかかわる規定の適用を排除するものではないといえそうです。

(2) 中外合併会社の監事の地位

旧会社法においても、監事会や監事は、会社の必要的設置機関として規定されていましたが、改正会社法が施行される前までは、外商投資企業において監事会又は監事が設置される（又は審査認可機関や登記機関からその設置を要請される）といった例は、極めて稀であった（ほとんどない）と思います。その理由を推測するに、①企業法及び実施条例を含む外商投資企業の設立・運営にかかわる法規が、旧会社法の施行に先立ち既に施行されておりこれらの法規中に「監事会、監事」の設置が予定されていなかったこと、②（実際の実行性は別として）実施条例第 70 条は中外合併会社の財務会計の担当職務として総会計士及び副総会計士を設置することを予定し、また、外商投資企業は外部監査を必要的に受けるべき会社とされたため、少なくとも財務会計については、社内・社外の監査機能が働く仕組みがあったこと等が理由ではないかと思います。上記の外商投資企業における監事会又は監事の不設置という扱いも、改正会社法の施行に合わせて改められ、外商投資企業にも監事会又は監事を必要的に設置することになりました。

従業員代表でない監事は、会社法上は、株主会により選任され、その報酬事項も株主会により決議されます（会社法第 38 条第 1 項）。また、その権限には、董事の行為に対する監査、董事に対する是正要求、臨時株主会会議の開催要請、株主会会議への提案の提出、董事に対する訴追、董事会会議への出席、質問及び意見提出等が法定されています（会社法第 54 条、第 55 条第 1 項）。上記の監事会又は監事の権限をそのまま中外合併会社に当てはめると、株主が任命派遣し、最高権力機構を構成する董事の行為を監事が監査し、是正要求、訴追をするのか？、株主会が存在せずこれに対する報告や会議の開催は不能であり、監査の対象となる董事により構成される董事会に報告や会議の開催の要求等をするのか？等、整合的に理解することが困難な法状況が生じてしまいます。前記のように、中外合併会社においては株主会の設置が否定され、董事会が最高権力機構とされ、所有者である株主が本来行使すべき権限を董事会が行使することが予定されることから、上記のような不整合な法状況が生じてしまいます。中外合併会社の監事会又は監事をどのように整合的に位置付けるのかについて、これを明確に示す法規等は見当たりません。

法の欠陥であり、本来は立法的に処理されるべきだと思うものの、実務的には、各地の審査認可機関及び登記機関は、できる限り会社法の規定に従った実務運用をすることを理由に、次のような指導を行う場合があるようです。

- ① 監事は 2 名以上とし、中外合併当事者が 1 名ずつを任命派遣する。
- ② 監事会又は監事の監査対象には董事も含まれ、董事に対する是正要求、訴追もなしえるのでこのことを修正しない。
- ③ 董事会会議への出席も保障される。
- ④ その報告は合併当事者に対してなされる。

上記のように法の欠陥の問題であるので、その是非を論ずることは困難なのですが、上記の理解によれば、監事会又は監事との関係では、董事会や董事は、同列の会社機関とされ、株主を代表して会社の所有者としての権限を行使するという最高権力機構としての機能は完全に喪失してしまいかねないと思われる。企業法や実施条例が、董事会を「最高権力機構」として、資本多数による直接的な株主決議を排除した機関構成をしていることの法的意義を考えた時に、上記のような行政機関の指導が本当に適切なのか疑問が残ります。

3 本ケースにおける検討

本ケースでは、改正会社法施行後に設立された外資会社に中国企業が資本参加することにより、その会社類型が外資会社から中外合弁会社に変更されることになります。会社の同一性が否定されるものではないのですが、資本参加後の会社については、会社法のほか、企業法及び実施条例が適用されることになりますので、以上に検討してきた董事会や監事会又は監事に関する議論が当てはまることになります。

B 社からは、①株主総会は設置しない、②董事会は 2 名の派遣で問題はないが合弁会社の重要事項は全員一致決議とすること、③監査役を 2 名とし、当社と B 社がそれぞれ 1 名を派遣することが要求されているとのことです。これまでの検討で見えてきたように、①は企業法及び実施条例の法による要請でありその指摘は適当です。②については、何を以て「重要事項」と理解しているのか分かりませんが、実施条例第 33 条第 1 項は、定款の修正、会社の中止・解散、登録資本の増加・減少、会社の合併、分割の各事項を董事会会議に出席した董事の全員一致事項として定めており、当該規定は、会社機関の決議方法を定める規定として強行性を有すると解され、上記の重要事項の範囲についていえばその要請は適正であると言えます。なお、上記の法定事項以外の会社の重要事項については、董事会会議の全員一致の決議を要するものではなく、法は会議体の通則に従い過半数により決議することができることを当然の前提としていると考えることができます。

最後に③の指摘については、会社法、企業法、実施条例の関係規定から当然に導かれる結論とは言えませんし、また、企業法及び実施条例が董事会を中外合弁会社の最高権力機構として機関構成をしていることと、法的には整合しない面もあると思いますが、実務的には、当地の審査認可機関や登記機関から同種の指導を受けることが多く、これらの機関に上記の法の不整合を説明しても聞き入れられないことも多いのが実情です。仮に、③の要請を受け入れるとしても、必要に応じて、例えば定款において、監事が監査の対象とするのは総経理、副総経理、財務責任者等の高級管理者の行為のみであり、株主が任命派遣する董事の董事会会議における討論行為や議決行為に対して監事が監査権を行使したり、是正権を行使したり、更には上記の行為について訴追権を行使したりすることができないよう規定内容を工夫して、董事が株主を代表し、中外合弁会社の最高権力機構の構成員として討論・議決する行為に不当な要求や影響が生じないようにしておくことも検討を要すると思います。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**人民銀行アンケート 消費意欲は1999年以来最低**: 人民銀行は16日、全国50都市2万人の預金者を対象とした2011年第1四半期の景況感アンケート調査結果を発表した。収入、雇用満足度指数についてはそれぞれ54.5(2010年第4四半期比+3.4ポイント)、41.7(同+3.3ポイント)と上向いたものの、85.8%の住民が貯蓄志向で、消費を多くするとした住民は僅か14.2%に止まり、消費意欲は1999年以来最低となった。物価については、66.9%が「高い、受け入れ難い」としており、不動産価格についても74.4%が「高すぎて受け入れ難い」とし、昨年末の75.5%に次ぐ高さとなった。なお、企業経営者に対して行ったアンケートでは、企業経営者の信頼感指数が76.3(2010年第4四半期比+2.1ポイント)、企業経営景況感指数が71.1(同▲0.2ポイント)、企業経営景況予測指数が73.4(同+2.8ポイント)と、景況感はいずれも高い水準となっている。

【産業】

◆**2月の70大中都市住宅販売価格 69都市で前年比上昇**: 国家統計局は18日、2月の不動産販売価格指数を発表した。新築住宅販売価格は70都市中69都市で前年同月上昇し、丹東(遼寧省)、岳陽(湖南省)、蘭州(甘肅省)、石家荘、秦皇島(共に河北省)等の7都市で上昇幅が10%を超えたが、31都市で伸び幅は縮小している。また、中古住宅価格は67都市で前年同月上昇、上昇幅が10%を超えた都市は蘭州のみとなった。

◆**2月自動車生産・販売台数 前月比大幅減**: 中国自動車工業協会が発表したデータによると、2月の自動車生産台数は前年同月比+4.48%の126.03万台、販売台数は同+4.57%の126.70万台に止まり、前月比でそれぞれ29.89%、33.09%の減少となった。今年に入り、多くの自動車販売促進策の打ち切り、北京の新車購入制限等の背景から、同協会は今年の自動車生産・販売は過去2年間のように大きく伸びることはないとしている。これまで好調であった1,600cc以下の小型車の販売も大きく落ち込み、前年同月比+0.80%、前月比▲36.88%の68.11万台となった。

【金融・為替】

◆**人民銀行 預金準備率を0.5%引き上げ**: 中国人民銀行は18日、金融機関の人民元預金準備率を0.5%引き上げることを発表し、3月25日より実施する。昨年1月以降9回目、今年に入って1月20日、2月24日に続く3回目の引き上げとなる(一部の銀行に対する非公式なものを除く)。インフレ抑制が2011年の最重要政策項目とされる中、CPIは、今年目標+4.0%に対し、2月が前年同月比+4.9%と引続き高い水準に止まっており、政府のインフレ懸念は依然として強いものと思われる。

◆**2月の人民元新規貸出増加額 前年同月比減少**: 中国人民銀行の14日の発表によると、2月の人民元新規貸出増加額は前年同月比1,929億元減少の5,356億元となった。2月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+15.7%の73兆6,100億元、人民元の預金残高は同+17.6%の72兆5,900億元となっている。

◆**外管局 ATMによる個人の人民元・外貨交換を許可**: 国家外貨管理局(外管局)は15日、「電子銀行による個人外貨売買業務管理暫定弁法」を発表、4月1日より実施する。個人外貨管理の関連規定に基づき、年度限度額(5万米ドル相当)以内の個人の経常項目外貨売買業務について、ネット・バンキング、テレホン・バンキング、ATM機、モバイル端末等の電子銀行を経由して行うことが可能となる。境内個人の場合、人民元と外貨間の双方向の口座振替、境外個人の場合、外貨から人民元への一方向の口座振替が対象となる。それ以外の外貨売買業務は、従来通り銀行の窓口で取り扱う。同業務を行う銀行は、新たに外管局の許可を取得した上で、自行の端末システムを外管局の「個人外貨売買管理システム」に接続し、銀行と外管局は電子銀行による外貨売買取引のモニタリングを行う。限度額規制回避等の違法行為を行った個人に対しては、「要注意リスト」先として管理し、以後2年間電子銀行による外貨売買取引を禁じる。同サービスは2010年初めから中国銀行、工商銀行、招商銀行で試行され、今回全ての銀行に拡大するもの。個人の両替取引の利便性を高め、銀行の経営コストを削減するのが目的としている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD	EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数			
	Open	Range	Close	前日比	Close		前日比	Close				前日比	
2011.3.14	6.5686	6.5686～6.5728	6.5698	-0.0048	8.0031	0.0590	0.8432	-0.0008	9.1408	0.0390	2.0500	3075.80	4.01
2011.3.15	6.5670	6.5667～6.5728	6.5727	0.0029	8.0585	0.0554	0.8430	-0.0001	9.1507	0.0099	2.0000	3032.50	-43.30
2011.3.16	6.5730	6.5712～6.5732	6.5713	-0.0014	8.1237	0.0652	0.8429	-0.0001	9.1880	0.0373	2.0000	3068.79	36.29
2011.3.17	6.5698	6.5694～6.5788	6.5744	0.0031	8.3079	0.1842	0.8429	-0.0000	9.1870	-0.0010	2.0000	3033.72	-35.07
2011.3.18	6.5698	6.5678～6.5758	6.5691	-0.0053	8.0522	-0.2557	0.8423	-0.0006	9.2485	0.0615	2.0200	3043.67	9.95

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.5686で寄り付いた。週初より6.56台~6.57台の狭いレンジでの値動きに終始し、週初ほぼ横這いの6.5691で越週している。温家宝首相は14日に閉幕した全国人民代表大会の記者会見で、インフレ抑制を最優先事項とし、市場の需要の変化に応じて人民元相場の弾力性を一段と高めると明言した。しかし同時に人民元の上昇は漸進的になるということ考慮にいれる必要があるとも語った。中国は依然として商品価格高による強い圧力に晒されており、インフレ率の再加速が見込まれている。インフレ率の上昇に対処するため、金融政策のみならず通貨政策に頼らざるを得ないと考えられ、人民元は引き続き緩やかな上昇基調を辿るだろう。このような中、週末の18日に中国人民銀行は今年3回目となる預金準備率の引き上げを行っている。(3月22日作成) (市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。また、当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。